

No. 43

制 度 名	不妊治療費助成事業	主管課名	少子化対策課 母子保健 G		
		問合せ先	029-301-3257		
目的・趣旨	不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[補助対象となる治療] ① 保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した、保険適用外の先進医療 ② 治療開始時の妻の年齢が 40 歳～43 歳未満で、保険適用回数を超えて、4 回目以降 自費で実施する生殖補助医療</p> <p>[対象経費] 対象となる治療に要した経費 ① 上限 4 万円 ② 上限 10 万円</p> <p>[補助割合] ① 1/2 ② 10/10</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		—	① 1/2 ② 10/ 10	① 1/2 ② 0	—
[令和 8 年度当初予算額]		[令和 8 年度補助対象団体]			
69,500 千円		令和 8 年 11 月頃決定予定			
[備考]					